

# 大阪市芸術文化活動助成 募集

大阪市では、芸術・文化の振興と発展を図るため、市民等の多様な鑑賞・体験の機会につながるような創作・表現活動を支援します。新型コロナウイルス感染症拡大により、**大阪市内の芸術文化活動が多大な影響を受けている事態を受け、困難な状況の中においても、さらなる創作活動や新しい鑑賞機会の提供にとりくむ皆様に対し、一部制度を変更し、拡充して支援を行います。**

令和2年度下期募集分について、次のとおり**助成上限額を拡充します！**

① 20万円 **→ 40万円** かつ ② 助成対象経費の  $\frac{1}{2}$  **→  $\frac{2}{2}$**

ただし、①②いずれか低い方の金額とし、収入に対する支出超過額の範囲内（自己負担金額の範囲内）（千円未満切り捨て）とし、審査を経て助成額を決定します。

※審査によって、申請額から減額になる場合もあります。

## ◆助成対象経費：

会場費、会場設営・撤去費、照明・音響等の技術者人件費、運搬費、チラシ・ポスター・カタログ・図録などの印刷・デザイン費など。

## ◆助成対象：

大阪市内で実施する公演・展覧会・ワークショップ・芸術祭（映画祭を含む）・アートプロジェクト

## ◆助成対象事業の実施期間：

**令和2年10月1日から令和3年3月31日** \*令和3年4月以降に実施する事業は、令和3年2月頃に募集予定です

※令和2年4月時点で、すでに交付決定を受けた団体も、別の事業に限り申請可能ですので、詳細は担当までお問い合わせください。

**募集期間：令和2年7月17日（金）から8月14日（金）必着**

説明会を開催します

※不参加でも申請は可能です

日時：①7月27日（月）初心者向け ②7月29日（水）申請経験者向け 19時～20時  
③8月6日（木）14時～15時

場所：①②大阪市役所地下1階第11会議室（大阪市北区中之島1-3-20） 定員50名  
③大阪市中央卸売市場本場業務管理棟3階（大阪市福島区野田1-1-86） 定員15名

申込：メール [bjto-osaka@city.osaka.lg.jp](mailto:bjto-osaka@city.osaka.lg.jp) にて事前に申し込みください。（申込先着順）

**問合せ** 大阪市経済戦略局文化部文化課

電話06-6469-5174（平日9時～17時30分） FAX06-6469-3897

事業の詳細と申請書類ダウンロードは大阪市（経済戦略局）ホームページをご覧ください。

<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000180795.html>

「大阪市 芸術活動 助成金」で検索してください。



## 対象となる芸術文化活動

大阪市内で実施する次の分野の活動。

- ◆音楽（洋楽・邦楽・オペラ等）
- ◆演劇（現代演劇・ミュージカル・人形劇等）
- ◆舞踊（邦舞・バレエ・現代舞踊・民族舞踊等）
- ◆古典芸能・大衆芸能・民俗芸能（能、狂言、歌舞伎、講談、浪曲、落語等）
- ◆美術・写真・書道・陶芸・工芸（インスタレーション、メディアアート等を含む）
- ◆映画

## 対象とならないもの

- ① 興行のうち、主として営利を目的として行われるもの
- ② 趣味の教室やカルチャー教室などが参加者の発表の場として行うもの
- ③ 団体、会員の親睦等限られた範囲を対象としたもの
- ④ 政治的または宗教的な普及宣伝活動とみなされるもの
- ⑤ 学会が主催するもの
- ⑥ 学園文化祭など学校教育活動の一環として行われるもの
- ⑦ 高額な参加者負担をとまなうもの
- ⑧ チャリティー事業など寄付行為をとまなうもの
- ⑨ 大阪市から他の助成金等の交付や会場使用料の免除・減額等を受けているまたは受ける予定のもの
- ⑩ 大阪府から「芸術文化振興補助金」または「輝け！子どもパフォーマー事業」の交付を受けているまたは受ける予定のもの

## 対象となる経費

会場費（付帯設備費を含む）、会場設営・撤去費、運搬費、照明費、音響費、上映費、印刷費 他

※ただし、団体や個人の経常的経費や練習経費、飲食費、また、実施団体（個人）の構成員や会員に支払う経費等は記載できません。

## 審査基準

大阪府市文化振興会議アーツカウンシル部会（大阪アーツカウンシル）による審査を経て助成額を決定します。

※書類審査を行います。

※審査により申請額から減額になる場合もあります。

- 【効果性】市民にすぐれた芸術活動の鑑賞機会を提供し、情操の涵養に寄与することが期待されるもの。
- 【創造・新規性】創造的な発想があり、市民に新しい文化との出会いをもたらすと期待されるもの。
- 【発展性】助成が、活動する団体・個人の今後の成長・発展に資することが期待されるもの。
- 【良質性】作品や出演者の質が高いと認められるもの。
- 【参加・普及性】幅広い市民の参加があらかじめ推定でき、当該事業の実施が広く市民に普及し、その成果が市民生活にとっての大きな意義があると認められるもの。

## 助成金交付の流れ

- ・審査の結果については、書面で通知します。
- ・助成が決定した事業については、審査員等が内容を確認できるよう観客席を確保・提供いただくことがあります。
- ・事業終了後、「実績報告書」を提出していただいたのち、交付額を確定し、助成金を交付します。
- ・申請時に提出された「助成金交付申請書」の記載内容と、実際の公演内容に相違があった場合、交付を取り消すことがあります。

※事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、国又は大阪府のイベントの開催に関する考え方、各業界団体等が作成した感染拡大予防ガイドライン等を遵守していただくよう、  
[\(https://corona.go.jp/から参照\)](https://corona.go.jp/) お願いいたします。また、緊急事態宣言やイベント自粛要請等がなされた場合には、ご協力いただきますようお願いいたします。

## 提出先・問合せ

〒553-0005 大阪市福島区野田 1-1-86

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟8階 大阪市文化課

\*表面に（芸術活動振興事業申請書在中）と朱書きし簡易書留等で送付してください。

電話06-6469-5174（平日9時～17時30分）FAX06-6469-3897